

(仮称)シビックプライド醸成拠点整備運営事業 第2回変更箇所

	公募資料の名称	頁	項目	変更前	変更後
1	募集要項	11	第4 事業者の募集及び選定に関する事項 2 募集及び選定スケジュール(予定)	令和6年11月中旬 提案審査書類に関するヒアリング 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定	令和6年11月 <b>26日(火)</b> 提案審査書類に関するヒアリング 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定
2	募集要項	14	第5 応募に関する事項 1 募集及び選定時の手続き (5)参加資格審査書類及び提案審査書類の受付	ア 提出書類 「様式集 様式2-1~9-5」を参照のこと。	ア 提出書類 「様式集 様式2-1~9- <b>13</b> 」を参照のこと。
3	募集要項	14	第5 応募に関する事項 1 募集及び選定時の手続き (7)ヒアリング等	実施時期は令和6年11月中旬を予定している。	実施時期は令和6年11月 <b>中旬26日(火)</b> を予定している。
4	要求水準書	11~12	第2 施設整備業務 2 施設整備に関する要求水準 (1)敷地整備要件 イ パティオを含む外構計画	ウ)グリーンスローモビリティの駐車スペースには200Vの充電設備を整備し、将来的(時期未定)にバス型の車両(全長575cm、全幅150cm、全高230cm)2台の駐車を想定している。そのため、可変性を持たせた計画とすること。なお、グリーンスローモビリティの充電設備に係る電気量は別途、検針できるようにすること。	ウ)グリーンスローモビリティの駐車スペースには <b>200Vの充電設備を整備し、将来的(時期未定)にバス型の車両(全長575cm、全幅150cm、全高230cm)2台の駐車及び200Vの充電設備の設置を想定している。そのため、本事業ではグリーンスローモビリティの駐車スペース(2台分)及び電気の空配管を整備することとし、充電設備、電気配線及び検針メーターの整備は、グリーンスローモビリティの導入時に別途市が行う。なお、グリーンスローモビリティを導入するまでの期間は、グリーンスローモビリティの駐車スペースとして整備したうえで、乗用車用駐車スペース等としての利用を可とする。可変性を持たせた計画とすること。なお、グリーンスローモビリティの充電設備に係る電気量は別途、検針できるようにすること。</b>
5	要求水準書	12	第2 施設整備業務 2 施設整備に関する要求水準 (1)敷地整備要件 イ パティオを含む外構計画	カ)イベント時にキッチンカーが出入りすることを想定しているが、イベント等がないときは駐車スペースとして利用することも可(利用者用の乗用車用スペース5台以上とすることも可)とする。	カ)イベント時にキッチンカーが出入りすることを想定しているが、イベント等がないときは駐車スペースとして利用することも可(利用者用の乗用車用スペース <b>10台以上</b> とすることも可)とする。

6	要求水準書	12	第2 施設整備業務 2 施設整備に関する要求水準 (1)敷地整備要件 イ パティオを含む外構計画	キ)旧いちい信用金庫及び旧駐車場の隣家の境界にある既存万代塀は老朽化しているため撤去し、代わりに隣接地のプライバシーに配慮した目隠しフェンス等を設置すること。別添資料10「ブロック塀等解体箇所及び外構先行オープン範囲図」を参照のこと。	キ)旧いちい信用金庫及び旧駐車場の隣家の境界には、隣接地のプライバシーに配慮した目隠しフェンス等を設置すること。その際に、既存の万代塀は撤去すること。別添資料10「ブロック塀等解体箇所及び外構先行オープン範囲図」(第2回変更)及び(追加資料)「外構の範囲及び目隠しフェンス等の設置箇所」を参照のこと。
7	要求水準書	12	第2 施設整備業務 2 施設整備に関する要求水準 (1)敷地整備要件 イ パティオを含む外構計画	ク)防犯上、閉館時に閉め切れるよう門扉やチェーンポール等を設置すること。必要に応じて防犯カメラやライト等を設置すること。	ク)防犯上、閉館時に閉め切れるよう門扉やチェーンポール等を設置すること。必要に応じてまた、防犯カメラやライト等を設置すること。
8	要求水準書	12	第2 施設整備業務 2 施設整備に関する要求水準 (1)敷地整備要件 イ パティオを含む外構計画	ケ)警備セキュリティは、観光交流センターに合わせること。	ケ)警備セキュリティは、観光交流センターに合わせること。 旧いちい信用金庫及び観光交流センターの機械警備と組み合わせるなどして、異常が発生した場合に迅速な対応ができるよう対策を講じること。
9	要求水準書	28	第2 施設整備業務 3 設計及び工事監理業務 (2)業務内容(設計業務)	ア 選定事業者は、本施設の建設工事に関する基本設計及び実施設計を行う。基本設計の段階において、(以下略)	ア 選定事業者は、本施設の建設工事に関する基本設計及び実施設計を行う。基本的には基本設計の段階において、(以下略)
10	要求水準書	28~29	第2 施設整備業務 3 設計及び工事監理業務 (2)業務内容(設計業務) (3)業務内容(工事管理業務)	アドバイザー業務	モニタリング業務

11	要求水準書	35	第3 開業準備業務 2 業務内容 (1)指定管理者が行う業務の範囲 1)プレオープニングセレモニーの実施	ウ リーフレットもしくはパンフレットと、飲食の提供及び物販ができるように準備を整えておくこと。 エ 出席者に対し、ノベルティの提供の準備をすること。	ウ パティオに関する資料を準備すること。 エ 出席者に対し、ノベルティの提供の準備をすること。 ※「エ」の削除に伴い、「オ」以降を繰り上げ
12	要求水準書	41	第4 維持管理運営業務 2 業務内容 (4)維持管理業務 エ 警備業務	(イ)開館時間外においては、必要に応じて機械警備を実施するなど、異常の発生に対して速やかに対応できるようにすること。	(イ)開館時間外においては、必要に応じて機械警備を実施するなどし、異常の発生に対して速やかに対応できるようにすること。
13	要求水準書	45	第4 維持管理運営業務 2 業務内容 (5)運営業務 ア 拠点全体の運営業務 (オ)物販業務 a 業務の目的	(a)地域の特産品や地域で採れた野菜、地域の選定事業者が製造した商品などを販売し、地域の魅力を周知する。	(a)地域の特産品や地域で採れた野菜、地域の選定事業者が製造した商品などを販売し、地域の魅力を周知する。
14	要求水準書	47	第4 維持管理運営業務 2 業務内容 (5)運営業務 イ 旧いちい信用金庫運営業務 b 要求水準	(a) 1階に飲食提供スペースを設置し、独立採算で運営を行う。水回りや排水設備等の建物に付随する設備の経費は本公募における建設工事費に全額含めること。なお、調理器具(オープンや電子レンジも含む)や食器、冷蔵庫等の備品の調達に係る費用は選定事業者の負担とするが、対象経費のうち、最大3分の2までを市等において補助する予定であるため、内訳がわかるようにしておくこと。調達した備品は物販業務で使用することも可とする。	(a) 1階に飲食提供スペースを設置し、独立採算で運営を行う。水回りや排水設備等の建物に付随する設備の経費は本公募における建設工事費に全額含めること。なお、調理器具(オープンや電子レンジも含む)や食器、冷蔵庫等の備品の調達に係る費用は選定事業者の負担とするが、対象経費(上限600万円(税込))のうち、最大3分の2(最大400万円(税込))までを市等において補助する予定であるため、内訳がわかるようにしておくこと。調達した備品は物販業務で使用することも可とする。
15	資料10	-	-	①- ②- ③-	①観光交流センター敷地内のブロック塀解体追加箇所の図示。 ②観光交流センター敷地内の先行オープンする範囲の拡大箇所の図示。 ③観光交流センター敷地内の撤去する既存の柵の図示。
16	様式集(Word)	59	様式9-4	・旧いちい信用金庫の次の内容を記載すること。 [S=1/400]	・旧いちい信用金庫の次の内容を記載すること。 [S=1/100]

17	様式(Excel)		様式5-3(設計・建設工事・ 工事監理) B 建設工事 支出・設備	電気自動車充電設備	電気自動車充電設備(空配管まで)
17	様式(Excel)		様式5-3(設計・建設工事・ 工事監理) B 建設工事 支出・備品購入	備品購入	備品購入を「取得価格20万円以上で耐用年数5年以上のもの」と「それ以外」に分けた。
18	建設工事請負契約書(案)		第17条第1項第6号 同条第2項 同条第4項第2号及び第3号	<p>第17条 請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者が立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに行うことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。</p> <p>(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と請負者とが協議して発注者が行う。</p>	<p>第17条 請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><b>(6)要求水準書に定める条件のほか、別途、新たに定める条件が発生する場合</b></p> <p>2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者が立会いの上、直ちに調査又は協議を行わなければならない。ただし、調査において、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに行うことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第1項第4号から第6号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。</p> <p>(3) 第1項第4号から第6号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と請負者とが協議して発注者が行う。</p>
19	(追加資料)外構の範囲及び目隠しフェンス等の設置箇所	—	—	—	資料の追加